

3. 内部統制の重大な不備

No.	事案	不備の概要と影響	不備の原因	不備の区分	重大な不備とした理由	是正の状況
1	不動産取得税の課税漏れ	No. 2の事案が発生したことを踏まえ、他の県税事務所による不動産取得税に係る未処理案件の調査を行った結果、新たに不動産取得税 348,500 円(2件)の課税漏れがあったことが発覚したものである。	<p>不動産取得税を課税することができる期間は、地方税法により、税を課することができることとなった日(不動産の取得があった日)の翌日から起算して5年を経過するまでとされているが、課税が行われないうまま5年間が経過し、課税漏れとなったもの。また、課税可能期間が経過した原因は次のとおり。</p> <p>1件目:不動産の取得者から不動産取得税の申告書が提出された場合、市町村から提供される登記情報等と突合して課税を行っているが、当該事案については、未処理案件の申告書の適切な進行管理ができておらず、結果として課税可能な期間が経過したものである。</p> <p>2件目:市町村から提供された登記情報等を基に課税処理を</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上 管理台帳の整備等、課税対応に係る進捗管理のルール化がされていなかったことにより不備が発生した。また、適切な引継ぎ及び定期的な処理状況の情報共有等がなされていれば防止できた事案であり、組織としての管理体制が不十分だったことから、整備上の不備とする。	<p>適切な課税手続きができなかったことに起因して、県の歳入が確保できなかったことから、宮城県内部統制評価要領(以下、「評価要領」と言う。)第2条(5)イ「県の組織と職員及び県組織外の第三者に多大な金銭・物的損害を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」に該当する。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中 <p>課税漏れとなった対象者に対して経緯の説明を行った。再発防止については、市町村から登記情報等が提供されてから課税するまでを台帳管理の上、未処理案件については、課税期間が経過するのを未然に防ぐため、申告書等を定期的に複数人で確認する体制を整備した。また、事務引継ぎにおいても、担当者だけではなく複数人による管理台帳を用いた確実な引継ぎを徹底することとした。</p> <p>さらに、より適切な進行管理を図るため、県税事務所全体の取組として、主務課へ定期的に未処理事案の件数等を報告する体制を構築した。</p>

			進める過程で、複数案件が記載された登記情報等について、全ての案件が処理済みとなる前に誤って処理済みファイルに綴じてしまったため、未処理のまま課税可能な期間が経過したものの。			
2	不動産取得税の課税漏れ	県税の課税免除の対象となりうる案件において、未処理のまま課税できる期間を経過し、4,632,500円（3件）の課税漏れが発生したものの。	<p>特定復興産業集積区域（以下「復興特区」と言う。）における不動産取得税であり、課税免除の対象となりうるものだったため、相手方への調査・折衝の段階で、課税免除申請書が提出されることを前提に課税を保留していた。しかし、その後の職員間の引継ぎが適切に実行されず、また、相手方との折衝も途絶えてしまったことにより、未処理のまま課税できる期間を経過し、課税漏れとなってしまったもの。</p> <p>なお、復興特区の課税免除を行った場合は、課税免除で減収となった額について地方交付税の減収補填を受けることができるが、当該案件は課税漏れとなったため課税免除ができず、減収補填を受けることがで</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上 管理台帳の整備等、課税対応に係る進捗管理のルール化がされていなかったことにより不備が発生した。また、適切な引継ぎ及び定期的な処理状況の情報共有等がなされていれば防止できた事案であり、組織としての管理体制が不十分だったことから、整備上の不備とする。	適切な課税手続きができなかったことに起因して、県の歳入が確保できなかったことから、評価要領第2条(5)イ「県の組織と職員及び県組織外の第三者に多大な金銭・物的損害を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」に該当する。	<input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中 課税漏れとなった対象者に対して経緯の説明を行った。また、他にも課税できる期間が経過し課税漏れとなった未処理案件が存在しないか、全ての県税事務所で調査を行った。再発防止については、課税免除の進捗管理が行えるよう管理台帳を整備し、記載や管理を明確化するために担当者を定めた上で、組織的な把握が可能となるよう、共有フォルダにて複数人が随時確認する体制とした。また、台帳には専用の確認欄を設け、定期的な確認が実施されているか可視化できるようにした。加えて、No. 1の事案と同

			きなかったもの。			様に、担当者だけではなく複数人による書面での確実な引継ぎを徹底することとした。
3	国交付金活用事業の実績報告誤り	令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金(以下「交付金」と言う。)において、国に対し誤った金額を実績として報告したため、補助事業の財源となる交付金の一部が活用できなくなり、県の一般財源を充当したもの(県費支出額3,181,150円)。	庁内での補助事業の実績額の修正報告において、事業担当課と交付金取りまとめ担当課との間で認識の齟齬が生じ、当該補助事業の実績額を0円と報告したため、誤った金額のまま国へ実績報告が提出された。これにより、交付金を活用することができなくなったもの。	<input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上 事業担当課及び取りまとめ担当課の双方において、確認手順の明確化や修正時における明示方法の確立といった組織的なチェック体制が十分に構築されていれば防止できた事案であることから、整備上の不備とする。	実績報告の誤りにより、本来活用されるべき交付金が活用できず、県の一般財源を充当することとなったことから、評価要領第2条(5)イ「県の組織と職員及び県組織外の第三者に多大な金銭・物的損害を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」に該当する。	<input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中 不備の発覚後、内閣府に交付金の交付を依頼したものの認められず、県の一般財源から補助対象事業者に支払いした。 再発防止については、実績報告のデータ様式に、不用額が発生した場合はその箇所が着色される等、両課で異常値を簡易に確認できる設定を加えた。また、報告書の提出等の担当課窓口を1本化し、データ全体を一括管理することにより、データの取違いや計上誤り等を防止することとした。さらに、国への実績報告における最終確認については、取りまとめ課による確認に加え、事業担当課にも確認を依頼することで、双方による確実なチェック体制を確保することとした。

4	<p>県営住宅の家賃の過大徴収</p>	<p>県営住宅の家賃算定は、公営住宅法の規定に基づき、国土交通省からの事務連絡等を踏まえて行っているが、その解釈に誤りがあったため、令和元年度以降の家賃において、68世帯から家賃等計5,960,200円の過大徴収が発生したものの。</p>	<p>県営住宅の家賃の算定に当たっては、入居者の世帯全員の所得から所定の控除を行うなどして求められる月収を基礎額にしているが、一部を控除対象外とするなど必要な控除を行っていなかったことにより、家賃が過大徴収となったもの。</p> <p>なお、この不備は所得控除改正時における国土交通省からの改正通知を誤って解釈したことによるものであるが、令和6年6月に、改めて同省からこの控除方法に関する解釈通知があり、県の従来からの取扱いに誤りがあったことが判明した。</p>	<p><input type="checkbox"/> 整備上 <input checked="" type="checkbox"/> 運用上</p> <p>県営住宅の家賃算定に係る取扱い通知の解釈と関係法令との間に不整合等がある場合は、適宜、国へ内容の確認を求めていけば防止できた不備であることから、運用上の不備とする。</p>	<p>長期間にわたり過大な家賃を徴収していたことから、評価要領第2条(5)イ「県の組織と職員及び県組織外の第三者に多大な金銭・物的損害を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」に該当する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 是正済 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中</p> <p>過大徴収が判明した世帯に対して、謝罪の上、過大に徴収した過去10年分の家賃を還付することとした。また、令和6年10月から是正後の家賃を徴収している。</p> <p>なお、還付に当たっては、過去5年間分（平成31年4月以降）は県において還付額を精査の上で還付を行っている。また、過去6～10年前の分（平成26年4月から平成31年3月まで）については、令和7年3月末までに当事者から申出があり、根拠資料により過大徴収が確認されたものについては還付を行っている。</p> <p>今後は、今回の国土交通省から通知のあった家賃算定の適切な取扱いを徹底するとともに、公営住宅法の規定及び制度に沿った取扱いとなっているか随時確認する等して、再発防止に努めることとしている。</p>
---	---------------------	---	---	---	--	--

5	部活動費会計の不適正な取扱い	<p>高校の部活動費において、不適正な会計管理により、使途が証明できない支出（189,692円）を発生させた。また、生徒会予算のうち部活動に割当てられた予算の一部について、納品前に業者に支払した上で、架空の領収書を発行させ、後日金額に見合った別商品を納品させた。</p>	<p>「学校徴収金取扱マニュアル」において、部活動費を徴収する際は、校長決裁の上で保護者へ通知すること、領収書等の必要な証拠書類を整備すること等が定められていたにもかかわらず、運動部顧問教員にマニュアルを遵守する意識が低く、実施されていなかった。また、マニュアル上、学校徴収金は学校全体で相互チェックしながら現金等の厳正管理を行うこととされているにもかかわらず、組織としての管理・監督体制が機能しておらず、不適正な取扱いが常態化していた。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上</p> <p>改正前の「学校徴収金取扱マニュアル」では、部活動費については、各部顧問における管理が認められており、収入及び支出伺は必ずしも必要としない等、不適正な取扱いを防止する対策が不十分だった上、マニュアルの遵守が組織として周知徹底されておらず、管理・指導等が機能していなかった。そのため、「学校徴収金取扱マニュアル」の改正等、組織としてより一層の体制強化が必要であることから、整備上の不備とする。</p>	<p>「学校徴収金取扱マニュアル」に反する不適正な会計処理を実施したことにより、使途が不明な支出を発生させたことから、評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させる蓋然性の高いものもしくは実際に失墜させたもの」に該当する。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中</p> <p>使途が証明できない支出189,692円は、担当教員から全額返金されている。また、保護者等説明会において、経緯を説明し、了承を得た上で過去に当該部に在籍していた元部員を含む関係者全員に全額返金している。</p> <p>再発防止については、教育庁全体の取組として、今回の不備発覚後に文書により県立高校等に対して改めて注意喚起を行った。また、部活動費において教職員の現金取扱いを最小限とするため、原則として集金及び支払は口座振込により行うこととしたほか、教材費等と同様に収入及び支出伺の作成を義務化するなど、「学校徴収金取扱マニュアル」の所要の改正を行った。</p> <p>さらに、私費会計である学校徴収金に係る取扱いの改善も図り、教職員の現金の取扱いを最小限とするため、法人クレジットカード及びネット通販（Amazonビジネス）</p>
---	----------------	---	---	---	--	---

						<p>を導入することとしたほか、昨年度に引き続き、主務課が全ての県立高校を巡回し、私費会計である学校徴収金に係る検査を実施することとした。</p> <p>事案が発生した所属においては、部費出納簿のデータを事務室で集中管理することで、会計状況の可視化及び指導・管理体制の強化を図っている。また、「学校徴収金取扱マニュアル」等を綴じ込んだ統一ファイルを教職員に配布し、各自が会計整理及び点検を実施できる環境を整備した。</p>
--	--	--	--	--	--	---